

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月18日

寒川町長 木村俊雄

## 寒川町規則第20号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。